

各種肝炎対策事業における マイナンバー利用について



1. マイナンバー利用による申請について

個人番号(マイナンバー)を利用して申請を行うと下記の書類が省略できます。

- (1) 世帯全員の「市町村民税課税年額(所得割)を証明する書類」
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 医療保険の加入関係が確認できる書類の写し

※ 個人番号(マイナンバー)の利用には、該当者全員の同意(自署)が必要です。利用は任意です。
従来の申請方法も選択できます。

2. 利用方法について

STEP-01

申請に必要な書類に加えて…

「世帯員調査書兼同意書」に**世帯全員の自署・マイナンバーを記載**

STEP-02

保健所窓口で本人確認と世帯全員のマイナンバーの確認を行う。

① 本人確認(下記のいずれかを選択) **※必ず原本をお持ちください。**

申請者本人のマイナンバーカード(顔写真付き)

又は

通知カード(顔写真なし) + 身分証明書(顔写真付き)

※代理人による申請は、「戸籍謄本又は、委任状」が必要となります。

② 世帯全員のマイナンバー確認

マイナンバーを確認できる書類(写しでも可)

3. 利用可能な事業

(1) 肝炎治療特別促進事業

(2) ウィルス性肝炎患者等の重要化予防推進事業

(初回精密検査・定期検査費用助成)

(3) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

マイナンバーを用いた申請方法 についてお気軽にお尋ねください。



下記の質問及びその他、ご不明な点がありましたら、
最寄りの保健所・センターまたは
感染症対策推進課感染症対策係までお問い合わせください。

Q1 様式はどこから取得するの？

A1 様式は県のホームページに掲載しております。
個別に印刷してご利用ください。

岐阜県 肝炎対策 マイナンバー

Q2 マイナンバーを利用せずに申請することは
できるの？

A2 可能です。
マイナンバーの利用は任意であることから、
従来の申請方法も選択することができます。

Q3 郵送で申請する際にマイナンバーを利用
できるの？

A3 可能です。郵送で申請する場合は、番号確認、
本人確認及び世帯全員の番号 確認ができる
書類の写しを添付してください。

Q4 代理人がマイナンバーを用いて申請することは
できるの？

A4 可能です。

下記の書類を窓口で提示願います。

- (1)委任状(戸籍謄本:法定代理人の場合)
- (2)代理人の本人確認できる書類(顔写真付き)
- (3)申請者本人の番号確認ができる書類
- (4)世帯全員の番号確認できる書類

Q5 本人確認のできる書類はどのようなものが
該当するの？

A5 下記の書類が対象となります。

- ・個人番号カード(マイナンバーカード)
- ・運転免許証
- ・旅券(パスポート)
- ・身体障害者手帳
- ・在留カード

※上記をお持ちでない場合は、次のうちいずれか2種類

- ・資格確認書
- ・年金手帳
- ・児童扶養手当証書、
- ・特別児童手当証書 など

お問い合わせ

お問い合わせ先	所在地	電話番号
岐阜市保健所	岐阜市都通2-19	058-252-7187
岐阜保健所	各務原市那加不動丘1-1	058-380-3004
西濃保健所	大垣市江崎町422-3	0584-73-1111 (内線276)
関保健所	美濃市生檍1612-2	0575-33-4011 (内線379)
可茂保健所	美濃加茂市古井町下古井2610-1	0574-25-3111 (内線285)
東濃保健所	多治見市上野町5-68-1	0572-23-1111 (内線365)
恵那保健所	恵那市長島町正家後田1067-71	0573-26-1111 (内線260)
飛驒保健所	高山市上岡本町7-468	0577-33-1111 (内線309)
県庁感染症対策推進課	岐阜市薮田南2-1-1	058-272-1111 (内線3355)